

衛生管理者 関係法令（有害業務）

■衛生管理者および産業医の選任

- ・医療業の事業所では第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者を有する者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントは、衛生管理者の免許試験を受けなくても衛生管理者となる事が出来る。
※上記の下線部は業種の区分にて異なる為注意。
- ・衛生管理者を2人以上選任する場合は、その中に労働衛生コンサルタント（外部委託でもOK）がいれば、うち一人は専属でなくても構わない。
- ・常時1000人以上の労働者を従事させる事業所、または「深夜業を含む業務」等の一定の有害業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業所においては、産業医はその事業場に専属の者でなくてはならない。
- ・常時500人を超える労働者を使用する事業所で、一定の有害業務（「多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務」等）に常時30人以上の労働者を従事させる場合には、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免状を有する者のうちから選任しなければならない。
- ・常時500人を超える労働者を使用する事業所で、一定の有害業務（「多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務」等）に常時30人以上の労働者を従事させる場合には、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければならない。
- ・常時3000人を超える労働者を使用する事業所では、2人以上の産業医を選任しなければならない。

■作業主任者

- ・作業主任者の選任が義務付けられている作業（抜粋）

- ①高圧室内の作業 ※圧気工法での作業に限る
- ②アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接等の作業
- ③放射線業務に係る作業
- ④ガンマ線照射装置を用いて行う作業
- ⑤特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業 ※トルエン・硝酸での洗浄作業
- ⑥鉛業務（鉛蓄電池の解体する工程において人力で鉛等を運搬する業務に係る作業）
- ⑦四アルキル鉛等業務
- ⑧酸素欠乏危険場所における作業 ※乾性油を入れてあるタンクの内部における作業、ドライアイス、石炭を入れてあるホッパーの内部における作業
海水が滞留している、もしくは対流したことがある暗きょ、ピット等の内部における作業。し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗しやすい物質を入れてある、又は入れたことのあるタンク、槽等の内部における作業
- ⑨有機溶剤を製造し、又は取り扱う屋内作業
- ⑩石綿を取り扱う作業

■厚生労働省が定める企画を具備しなければ、譲渡、貸与、又は設置してはならない機械

- ・譲渡等が制限されるもの

- ①防じんマスク
- ②防毒マスク※一酸化炭素、有機ガス、アンモニア、ハロゲンガス、亜硫酸ガスの5つ。
- ③電動ファン付き呼吸用保護具、④再圧室、⑤潜水器
- ⑥特定エックス線装置、⑦ガンマ線照射装置
- ⑧排気量40c m³以上の内燃機関を内蔵するチェーンソー

■定期自主検査の実施義務規定

設備等	対象となる例	頻度
局所排気装置	二硫化炭素、ジクロロメタン、酢酸エチル、トルエン、シアン化カリウム、セメント、フライアッシュ、粉状の酸化チタン、粉状の鉱石、アーク溶接、型ばらし装置、鉛など	1年以内ごとに1回
プッシュプル型換気装置		
除じん装置		
排ガス処理装置		
排液処理装置	弗化（フッ化）水素	2年以内ごとに1回
特定化学設備	塩酸、硝酸、シアン化カリウム	
ガンマ線照射装置	塩化水素	1ヵ月以内ごとに1回

■法令に基づき定期に行う作業環境測定と測定頻度

- ・（非密封の）放射線物質を取り扱う作業室における空気中の放射線物質の濃度測定→1ヵ月以内ごとに1回
- ・チョッパーによりチップする業務を行う屋内作業場における等価騒音レベルの測定→6ヵ月以内ごとに1回
- ・通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定→半月以内ごとに1回
- ・鉛ライニングの業務・鉛蓄電池の解体等を行う屋内作業場における空気中の鉛の濃度測定→1年以内ごとに1回
- ・多量のドライアイスを取り扱う業務を行う屋内作業場における気温及び湿度の測定→半月以内ごとに1回

■作業環境測定士に測定を実施させなければならないもの

- ①粉じんを著しく発散する屋内作業所
- ②第1類、第2類特定化学物質を製造または取り扱う屋内作業場 ※トルエン濃度等
- ③石綿等を取扱ひもしくは試験研究のために製造する屋内作業場
- ④鉛業務を行う屋内作業場
- ⑤第1種、第2種有機溶剤を製造または取り扱う屋内作業場

・特定化学物質を製造しようとする際に厚生労働大臣の許可を要するもの

- ①ジクロロベンゼン及びその塩 地黒（ジグロ）のα、塩ビ、トリ、ニンジン、ベリっとベンは石
- ②アルファ-ナフチルアミン及びその塩
- ③塩素化ビフィニル（PCB）
- ④オルト-トリジン及びその塩
- ⑤ジアニシジン及びその塩
- ⑥ベリリウム及びその化合物
- ⑦ベンドトリクロリド
- ⑧石綿分析用試料

■当該業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないもの

- ・石綿等が使用されている建築物の解体等の作業に係る業務
- ・アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断の業務
- ・潜水作業への早期の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
- ・再圧室を操作する業務

- ・ 高圧室内作業に係る業務
 - ・ チェーンソーを用いて行う造材の業務 ※チェーンソー以外の振動業務は特別教育の義務に該当しない。
 - ・ 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う作業
 - ・ エックス線装置またはガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
- 注意！エックス線回析装置を用いて行う分析の業務は×

■酸素欠乏症等防止規則

- ・ し尿を入れたことのあるポンプを修理する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、指揮者を専任し、作業を指揮させなければならない。
- ・ 汚水を入れたことのあるピットの内部における清掃作業の業務に労働者を就かせるときは、第二種酸素欠乏危険作業に係る特別に教育を行わなければならない。
- ・ 酸素又は硫化水素の濃度が法定の基準を満たすようにするため、酸素欠乏危険作業を行う場所の換気を行うときは、純酸素を使用してはならない。
- ・ 爆発、酸化等を防止するため、酸素欠乏危険作業を行う場所の換気を行うことができない場合には、空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクを備え、労働者に使用させなければならない。
- ・ タンク内部のその他通風が不十分な場所において、アルゴン等を使用して行う溶接の作業に労働者を従事させるときは、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を 18%以上保つように換気し、又は労働者に空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを使用させなければならない。
- ・ 第一種及び第二種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素濃度を測定しなければならない。
- ・ 第一種酸素欠乏危険作業を行う作業場にあつては、酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選出。
- ・ 第二種酸素欠乏危険作業を行う作業場にあつては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選出。

■粉じん障害防止規則に基づく措置

- ・ 屋内の特定粉じん発生源については、その区分に応じて密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置若しくは湿潤な状態に保つための設備の設置又はこれらと同等以上の措置を講じなければならない。
- ・ 常時特定粉じんの濃度の測定を行い、その測定結果等を記録して、これを 7 年間保持しなければならない。
- ・ 粉じんの種類がヒュームである場合には、ろ過防じん方式又は電気防じん方式の防じん装置でなければならない。
- ・ 特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- ・ 粉じん作業を行う屋内の作業場については、毎日 1 回以上、清掃を行わなければならない。
- ・ 特定粉じんの発生源（作業）に該当するもの
- ・ 屋内において、セメント、フライアッシュ、アルミニウム、酸化チタン等を袋詰めする箇所における作業。

■石綿障害予防規則に基づく措置

- ・ 石綿等を取り扱う屋内作業場については、6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に、空気中の石綿の濃度を測定するとともに、測定結果等を記録し、これを 40 年間保存しなければならない。
- ・ 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設けられた局所排気装置については、原則として、1 年以内ごとに 1 回、定期的に自主検査を行うとともに、検査の結果等を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

- ・石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後6ヵ月以内ごとに1回、定期的に、特別の項目について医師による健康診断を行い、その結果に基づき、石綿健康診断個人票を作成し、これを当該労働者が当該事業所において常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間保存しなければならない。
- ・石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所において、常時石綿等を取り扱う作業に従事する労働者については1ヵ月を超えない期間ごとに作業の概要、従事した機関等を記録し、これを当該労働者が当該事業所において常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。
- ・石綿等を取り扱う事業者が廃止しようとする際に所轄労働基準監督署長に提出する石綿関係記録等の報告書内容

①作業の記録、②作業環境測定記録、③石綿健康診断個人票

- ・石綿等を常時取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場及び休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上、掃除を行わなければならない。
- ・石綿等を試験研究のため製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

■有機溶剤等を取り扱う場合の措置について

- ・有機溶剤作業主任者は有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任。
- ・空気清浄装置を設けていない屋内作業場の局所排気装置の高さは、原則として屋根から1.5m以上とする。
- ・第1種または第2種有機溶剤業務を行う屋内作業場については、6ヵ月以内ごとに1回、定期的に、当該有機溶剤の濃度を測定し測定結果を3年間保存する。※第3種有機溶剤はこの規定の対象ではない（測定しなくてもよい）。
- ・外付け式フードを設ける場合は、側方吸引型0.5m/s、下方吸引型0.5m/s、上方吸引型1.0m/sの制御風速を出し得る能力にする。
- ・囲い式フードの場合は、0.4m/sの制御風速を出し得る能力を有するものにする。
- ・作業中の労働者が有機溶剤等の区分を容易に知ることが出来る様に第1種有機溶剤は赤色、第2種有機溶剤は黄色、第3種有機溶剤は青色の色分け等にて作業場の見やすい場所に表示。
- ・有機溶剤を取り扱う業務については、有機溶剤作業主任者を選任しなければならないが、試験又は研究の業務の場合は、その規定の対象とはならない。
- ・有機溶剤を製造または取り扱う屋内作業場については、作業環境測定士が測定を実施しなければならない。
- ・有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発生するおそれのあるものは、屋外の一定の場所に集積する。
- ・作業場に設けたプッシュプル型換気装置について、原則として（1年を超える期間の使用しない場合を除き）、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行い検査結果の記録を3年間保存する。
- ・屋内作業場において、有機溶剤等を使用する労働者に対し、6ヵ月以内ごとに1回、定期的に、特別の項目について医師による健康診断を行い、その結果に基づき作成した有機溶剤等健康診断個人票を5年間保存する。

■労働安全衛生規則の衛生基準

- ・坑内における気温は、原則として、37℃以下にしなければならない。
- ・屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉があるときは、過熱された空気を直接屋外に排出し、または、その放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。
- ・炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が1.5%を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- ・著しく暑熱又は、多湿の作業場においては、坑内塔特殊な作業場でやむを得ない事由がある場合を除き、休憩の設備を作業場外に設けなければならない。
- ・多量の低温物体を取り扱う場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示

しなければならない。

- ・廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務（設備の解体等に伴うものを除く）を行う作業場については、6ヵ月以内ごとに1回、定期的に当該作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。

■電離放射線障害防止規則に基づく管理区域

- ①管理区域とは、外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が（3ヵ月）間につき（1.3mSv）を超えるおそれのある区域又は放射性物質の表面密度が法令に定める表面汚染に関する限度の10分の1を超えるおそれのある区域をいう。
- ②①の外部放射線による実効線量の算定は（1cm）線量当量によって行う。

■有害業務とそれに常時従事する労働者に対して特別の項目について行う健康診断項目

		内容
1	有機溶剤等健康診断	尿中の蛋白の有無
2	鉛健康診断	血液中の鉛の量、尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査
3	四アルキル鉛健康診断	好塩基点赤血球数、尿中のコプロポルフィリン
4	特定化学物質健康診断	尿中のマンデル酸の量の検査、尿中のトリクロロ酢酸
5	高気圧業務健康診断 （潜水業務）	四肢の運動機能、鼓膜および聴力、尿中の糖及び蛋白の有無
6	電離放射線健康診断	白血球数、赤血球数、白内障、皮膚
7	石綿健康診断	胸部エックス線

■所轄労働基準監督署長への計画の届出と報告

- ・報告の必要があるもの

定期の有機溶剤等の健康診断

定期の特定化学物質健康診断 ※雇入時の特定化学物質健康診断については報告義務なし。

■労働基準法に基づき所轄労働基準監督署長に届け出た場合でも労働時間の延長が1日2時間を超えてはならないもの

1、多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所における業務
2、多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所における業務
3、ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
4、土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
5、異常気圧低下における業務
6、削岩機、鋳打機等の使用によって身体に著しく振動を与える業務
7、重量物の取扱い等重激なる業務
8、ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
9、鉛、水銀、一酸化炭素、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

■労働安全衛生規則に基づき、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない場所

- ・多量の高温物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所
- ・多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所
- ・有害な光線にさらされる場所、超音波にさらされる場所
- ・炭酸ガス濃度が1.5%を超える場所、酸素濃度が18%に満たない場所、硫化水素濃度が10ppm（100万分の10）を超える場所
- ・ガス、蒸気、粉じんを発散する有害な場所
- ・有害物を取り扱う場所
- ・病原体による汚染のおそれの著しい場所

■有害業務に従事した者で、離職の際や離職後に法令に基づく健康管理手帳の交付対象となるもの

対象のとなる主な有害業務	交付要件期間
ベンジジン、ベータ-ナフチルアミン、ジアニシジン	3ヵ月以上の従事
粉じん作業	じん肺の管理区分が管理2または3である者
クロム酸、重クロム酸	4年以上従事
無機砒素化合物	5年以上従事
コークス炉に接して、コークスを製造する業務	5年以上従事
ビス（クロロメチル）エーテル	3年以上従事
ベリリウム	両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影がある者
ベンドトリクロリド	3年以上従事
塩化ビニル	4年以上従事
石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・両肺野に石綿による不整形陰影・胸膜肥厚がある者 ・1年以上従事した者で、初めて石綿等の粉じんに、ばく露した日から10年以上経過している者

■労働基準法に基づき、満18歳に満たない者を就かせてならない業務

- ・病原体によって著しく汚染のおそれのある業務
- ・多量の高温物体を取り扱う業務
- ・著しく寒冷な場所における業務
- ・強烈な騒音を発する場所における業務

■女性について労働基準法に基づく危険有害業務の就業制限

年齢	重量（単位 kg）	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	12	8
満16歳以上 満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

■労働基準法に基づき全ての女性労働者（妊婦・産婦・一般女性）について、就業が禁止されている業務

- ・重量20kg以上の重量物を継続的に取り扱う業務

※試験では継続的だけでなく断続的として問われている問題もあり。